

## 令和2年4月農業委員会議事録

開催日時：令和2年4月10日（金） 午前9時30分

開催場所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、齊藤進

農業委員欠席者：福永哲夫

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山菜

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 1 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 2 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 1 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 2 号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第 3 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 4 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (8) 議案第 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- (9) その他

5. 閉 会

### ○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは、議事に入らせていただきます。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知が3件っております。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。報告第1号についてご説明いたします。まず、1ページを開けていただきたいと思います。今月より様式が変更しております。申請番号、所在、地目、面積、申請者等、その他備考についてを順で説明いたします。また先だって、農業会議から「個人情報の関係から個人が特定ができないよう説明をお願いします」と指示がっております。令和2年度からは、氏名や地番等は省略してご説明をいたします。ご理解をお願いいたします。それでは、説明にうつります。申請番号1番。所在が上島、地目が農振地域外の田1筆、畑1筆、合わせて2筆。合計面積が981㎡。貸付人、借受人については、記載のとおりとなっております。解約事由については、息子さんへの売却による合意解約。解約成立日が令和2年3月19日となっております。続いて申請番号の2番。所在が上六嘉。農振農用地内の田1筆で面積が426㎡。貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。解約事由が転用予定地による合意解約で解約の成立日が令和2年3月22日となっております。続きまして、申請番号3番。所在が井寺地区。農振農用地内の田3筆で合計面積が1,728㎡となっております。貸付人、借受人については記載のとおりです。解約事由は耕作者が耕作不能となり、当該農地を売却することになったため。の合意解約です。解約の成立日が令和2年3月30日となっております。事務局からの説明は以上です。

(議長) ただいま説明のありましたの案件は合意解約でございます。報告で終わらせていただきます。

### ○報告第2号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第2号農地法第3条の規定による届出が5件になります。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。2ページを開けていただきたいと思います。報告第2号について説明いたします。申請番号1番。所在が北甘木。田3筆畑6筆で合計9筆。合計面積6,070.5㎡となっております。所有者、届出人は記載のとおりとなっております。申請事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。続きまして、申請番号2番。所在は北甘木地区になります。地目が畑2筆。合計面積850.5㎡。所有者、届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転で、あっせん希望はありません。続きまして、3ページを開けていただきたいと思います。

(事務局長) 申請番号3番。所在が下六嘉地区、上六嘉地区。地目が田9筆です。合計の面積が10,587㎡となっております。所有者、届出人のは記載のとおりとなっております。申請事由については、相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。続きまして、申請番号4番。上六嘉地区の地目が田1筆で。面積が652㎡。所有者、届出人は記載のとおりとなっております。申請事由については相続による所有権の移転で、あっせんの希望はございません。4ページを開けていただきたいと思います。申請番号の5番になります。所在地は北甘木。地目は畑の1筆。面積は1,299㎡。所有者、届出人は記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転であっせんの希望はございません。報告第2号の説明は以上になります。

(議長) ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございます。報告で終わらせていただきます。

#### ○報告第3号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による届出が1件あります。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。申請番号の順にご説明をいたします。5ページを開けていただいて、申請番号の1番になります。所在が鯉。地目が田で1筆。面積が453㎡。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請理由については個人住宅になりますが、無償による所有権の移転による届出となっております。6ページに申請地、7ページに字図を添付しております。ご確認をお願いします。報告第3号についての説明は以上になります。

(議長) ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用です。報告で終わらせていただきます。

#### ○議案第1号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請が2件あっております。1件の審議は〇〇委員の案件になりますので、〇〇委員の退室を求めます。(〇〇委員退室) それでは事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。議案第1号。申請番号1番。所在が上島。地目が田と畑、その他を合わせて3筆となっております。合計の面積が997㎡。譲渡人と譲受人の氏名については記載のとおりとなっております。申請事由については、贈与となっております。無償による所有権の移転になります。9、10ページに申請地、字図を載せておりますのでご確認をお願いします。

(事務局長) 続きまして、申請番号1の検討事項について説明します。本議案の申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。まず、申請農地は、小作契約は結ばれておりましたが、今回の申請に伴って合意解約がされております。使用収益金については、問題ないと思われます。次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていると確認しております。また、権利取得後の当該農地につきましては、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力は十分に確保されております。効率的に利用されると思われます。次に譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあり、要件を満たすものと判断をしております。次に、譲受人の権利取得後の下限面積要件ですが申請時の経営面積が93,292.51㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件について、譲受人については長年にわたり、この申請地で耕作をしております。また申請書にも周辺の農業経営に影響が無いように耕作する旨の記載があるため、問題がないと判断します。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、説明がございましたが、この件について何かご意見やご質問等ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。(〇〇委員入室) 〇〇委員、承認されましたので報告しておきます。

(〇〇委員) ありがとうございます。

(議長) 2件目の審議は〇〇委員の関連案件になりますので、〇〇委員の退室を求めます。(〇〇委員退室)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。申請番号2番です。所在地については井寺になります。地目は田の3筆。合計面積は1,728㎡。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請事由は農業経営規模の縮小による所有権の移転で提出がっております。11ページに字図。次ページに申請地の地図を記載しております。ご確認をお願いします。続きまして検討事項について説明します。申請地は小作契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されております。使用収益金については問題ありません。

(事務局長) 次に、全部効率利用要件について、譲受人への聴取、地元農業委員である〇〇委員との現地確認で、保有農地は効率的に利用されていることを確認しております。また、権利取得後の当該農地においても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力を確保されており、効率的に利用されると思われます。次に、譲受人の農作業常時従事要件について、農作業に常時従事している旨の記載を申請書で確認し、要件を満たすものと判断します。次に、譲受人の権利取得後の農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が190,346㎡であるため問題ありません。最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また、申請書にも周辺の農業経営に影響が無いように耕作する旨の記載があるため、特に問題がないと判断します。申請番号2番についての説明は以上です。

(議長) ただいま、事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

〇〇委員の入室を許可します。(〇〇委員入室) 〇〇委員の案件は、承認されましたので報告しておきます。

(〇〇委員) どうもありがとうございました。

#### ○議案第2号 農地法第4条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。議案第2号について説明いたします。13ページ。申請番号1。所在は鯉になります。地目は田で1筆となっております。面積は77㎡。申請人については記載のとおりとなっております。申請理由については宅地の拡張となっております。14ページに申請地位置図を載せております。次の15ページに字図を載せております。16ページになります。配置図兼排水計画図になっております。雨水については自然浸透として計画されております。オーバーフロー分は北側の側溝に放流されて、生活排水については新設はないということでございました。17ページに始末書を添付しております。申請番号1についての説明は以上でございます。

(議長) 次に地元委員であります、〇〇委員より報告をお願いいたします。

(〇〇委員) 4月3日に事務局と現地を確認しましたので、ご報告します。申請地は鯉集落内にある10ha以上の一団の区域内にある農地であるため、農地区分としては第1種農地になると思われます。西側と南側の一部が農地と隣接していますが、申請地は既に雑種地化しており施工はされないということで、特に営農上の支障はないと思われます。駐車場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いし地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

(事務局長) はい。検討事項について説明いたします。地元委員からもありましたように農地区分につきましては、土地の広がりがある10ha以上の一団の区域内にある第1種農地と判断できます。土地利用計画の内容は、駐車場として利用する計画です。今回の計画は南側に隣接する宅地の敷地拡張となっております。申請地は既に宅地の一部として利用されております。始末書が提出されております。なお、転用行為の妨げとなる者は存在しません。また、農用地に係る営農条件の支障は生じないと見込まれること等を確認しております。以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については、許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま、委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

#### ○議案第3号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が2件あっております。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議案第3号について、事務局からご説明いたします。18ページになります。申請番号1。所在は上六嘉。地目が畑1筆で、面積が467㎡になります。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請理由については、個人住宅の転用で有償による所有権の移転となっております。19ページに位置図、20ページに字図を添付しております。21ページになります。排水計画図と土地利用計画図を添付しております。生活雑排水と汚水は合併浄化槽を設置。処理水は西側の道路の側溝に直接放流となっております。雨水についても西側町道の側溝に直接放流となっております。申請番号1についての説明は以上です。

(議長) 次に、地元委員であります〇〇委員より報告をお願いします。

(〇〇委員) はい。4月8日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地の区分は第2種農地になると思われます。隣接地に農地はありませんので、周辺の農地等に係る営農上の支障は生じないと思われます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。検討事項についてご説明いたします。農地区分は、集落内にある10ヘクタール未満の未整備農地で第2種農地と判断しております。土地利用の計画の内容については、木造2階建ての個人住宅として利用する計画となっております。申請地は以前、建物があった形跡もあり、現在は更地となっております。また、転用行為を行う上で必要な資力が確保されていること、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みが確実であること、転用行為の妨げとなる権利を有する者が存在しないことなど確認しております。以上のことから総合的に判断して、本許可申請は許可相当と判断をしております。事務局からは以上です。

(議長) 委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ、承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、2件目について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。18ページに戻っていただいて、申請番号2番になります。所在が上島。地目は田1筆となっております。面積は325㎡。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。個人住宅の転用で使用貸借権の申請届出となっております。22ページに申請用地と位置図。23ページに字図を載せております。24ページを開けていただいて、配置図と排水計画図となっております。ご覧のとおり、生活雑排水は宅地内の集水桝を経由してから西側町道の下水管に接続放流されることとなっております。雨水については、雨水桝を経由して西側の町道側溝に放流される計画です。申請番号2番について、事務局からの説明は以上です。

(議長) 次に地元委員であります、〇〇から報告をお願いします。

(〇〇委員) 3月27日に事務局と現地を確認しましたので報告します。

(〇〇委員) 申請地は、上島集落内にある10ha未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。北側・東側と南側の一部が農地と隣接していますが、境界にはコンクリートブロックを設け隣接農地に土砂の流出がないように施工するという事で周辺の農地等に係る営農上の支障は生じないと思われます。個人住宅ということですが周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。事務局から検討事項について説明します。農地区分につきましては、集落内にある10ha未満の未整備農地である第2種農地と判断できます。土地利用計画の内容は、軽量鉄骨造の2階建てとして利用する計画です。また、隣接農地の所有者から同意書が提出されてます。なお、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請にかかる用途に供する見込みが確実であること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと等を確認しております。以上のことから、総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議長) 地元委員および事務局の説明が終わりました。皆様からご意見やご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

#### ○議案第4号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が13件あっております。このうち〇〇委員の案件がございますので、こちらから審議したいと思います。それでは〇〇委員の退室を求めます。(〇〇委員退室)事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは、〇〇委員の案件から説明いたします。27ページをお開けいただきたいと思っております。申請番号6番になります。所在が北甘木。地目は田で2筆。合計の面積が2,646㎡です。貸付人、借受人については記載のとおりです。賃借は米、麦、大豆の反当り90kg。期限は令和2年5月1日から令和7年4月30日となっております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。



(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。それでは、〇〇委員の入室を許可します。(〇〇委員入室) 〇〇委員、承認されましたので報告しておきます。

(〇〇委員) どうもありがとうございました。

(議長) それでは、残りの案件について事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。残りの案件について順に説明をいたします。25ページに戻っていただき、申請番号1番から説明していきます。申請番号1番。所在は井寺。登記簿地目は畑1筆。面積は654㎡。貸付人、借受人については記載のとおりです。使用貸借権により借賃は0円。期間については令和2年5月1日から令和7年4月30日となっております。続きまして、申請番号の2番。所在は上島。地目は田1筆。面積は1,145㎡となっております。貸付人、借受人については記載のとおりです。使用貸借権により借賃は0円。期間は令和2年5月1日から令和12年4月30日となっております。続きまして、26ページを開けてください。申請番号の3番。所在は上島。地目は田で1筆。面積は847㎡。貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。使用貸借権により借賃は0円。期間は令和2年5月1日から令和12年4月30日となっております。続きまして、27ページをお開けください。申請番号5番になります。所在が下六嘉。地目が田で1筆。面積は734㎡。貸付、借受人については記載のとおりです。借賃については反当りの15,000円で年間の11,010円となっております。期間については令和2年5月1日から令和7年4月30日となっております。飛びまして28ページになります。申請番号7番。所在が下六嘉。地目が田で1筆。面積が1,947㎡。貸付、借受人については記載のとおりです。借賃については米・麦・大豆の反当りの60kg。期間は令和2年5月1日から令和7年4月30日となっております。続きまして、申請番号8番。所在が北甘木。田2筆で合計面積が5,176㎡となっております。貸付、借受人については記載のとおりです。借賃は反当りの18,000円で年間の93,168円となっております。期間については令和2年の5月1日から令和7年4月30日となっております。続きまして29ページです。

(事務局長) 申請番号9番になります。所在が犬渕。田3筆で合計面積が2,731㎡。貸付、借受人については記載のとおりです。借賃は反当り10,000円で。年間の27,310円となっております。期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日となっております。続きまして、申請番号10番。所在が犬渕。田7筆となっております。合計面積が3,953㎡。貸付と借受人については記載のとおりです。借賃は反当り10,000円で年間の39,530円となっております。期間は令和2年6月1日から令和12年の5月31日となっております。30ページになります。申請番号11番。所在が犬渕。田の1筆。面積が709㎡となっております。貸付、借受人については記載のとおりです。借賃については、反当りの10,000円で年間の7,090円となっております。期間については令和2年6月1日から令和12年5月31日となっております。続きまして、申請番号12番になります。所在が上六嘉。地目が田で2筆。合計面積が1,903㎡となっております。貸付、借受人については記載のとおりとなっております。借賃については1筆が反当りの18,000円。1筆反当りの20,000円となっております。合わせまして年間の36,824円となっております。期間は令和2年6月1日から令和12年5月31日です。32ページになります。申請番号13番。所在が下六嘉。地目が田1筆で面積が3,010㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。所有権移転で反当り1,200,000円。合計が3,612,000円となっております。以上で事務局からの説明を終わります。

(議長) ただいま説明がございましたが、何かご意見ご質問などはございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

#### ○議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(議長) 続きまして、議案第5号になります。今年1月の農業委員会で実施することになりました『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について』農業委員会は法令遵守により公平な職務に努めなければなりません。法令遵守の注意喚起のために、私が代表いたしまして法令遵守の申し合わせを朗読いたします。私たち農業委員会は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

(議長) 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年4月10日嘉島町農業委員会。以上でございます。

(議長) それでは、本日提案されました案件は全て終了いたしました。続きまして、その他となっております。委員の皆様、事務局から何かございませんでしょうか。無いようでしたら、来月5月農業委員会は10日は日曜日です。5月11日の9時半からいたします。

それでは、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和2年4月10日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫